

福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不妊を心配する夫婦が共に不妊検査および一般不妊治療を受けた場合にその費用の一部を助成することにより、早期に適切な治療を開始することを促し、子どもを生き育てやすい環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「検査」とは、医師が不妊症の診断のために必要と認める検査(第4項における医療保険各法の適用となるか適用外となるかを問わない。)をいう。

2 この要綱において、「治療」とは、医師が不妊症の治療のために必要と認める、タイミング療法、薬物療法、男性不妊治療等(第4項における医療保険各法の適用となるか適用外となるかを問わない。)をいい、次に掲げるものは含まないものとする。

(1) 体外受精、顕微授精および人工授精

(2) 夫婦以外の第三者の精子、卵子または胚の提供による不妊治療

(3) この事業の対象となる夫の精子とその妻の卵子を体外受精して得た胚を当該妻以外の第三者に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠または出産するもの

3 この要綱において、「自己負担額」とは、次条の助成対象者が第4条の助成の対象となる検査および治療を受けた場合において、その費用として自己が負担した額の合算額とする。ただし、第4項における医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合においては、被保険者、組合員または被扶養者が負担すべき額とする。

4 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律128号)

(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(6) 国民健康保険法(昭和33年法律192号)

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 検査開始時に法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦

(2) 検査開始時の妻の年齢が43歳未満である夫婦

(3) 夫婦両方の検査開始日が平成30年1月1日以降であり、かつ夫婦のいずれか早い方の検査開始日の翌日から起算して3か月以内に、もう一方が検査を開始していること

(4) 申請日において、夫または妻のいずれか一方もしくは両方が福井県内に3か月

以上住所を有すること

(助成の対象となる検査および治療)

第4条 助成の対象となる検査および治療は、平成30年4月1日以降に、夫婦が受けた検査および治療で、夫婦のいずれか早い方の検査開始日の翌日から起算して2年以内のものとする。

2 夫婦が別の医療機関において検査および治療を受けた場合も含むものとする。

(助成額および助成回数)

第5条 助成する額は、助成対象となる検査および治療に係る費用のうち助成対象者が負担した自己負担額に2分の1を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとし、上限額を3万5千円とする。

2 助成回数は、1組の夫婦につき1回限りとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、次の各号に該当することとなった日のうちいずれか早い日の翌日から起算して6か月以内に申請するものとする。

(1) 検査または治療に係る夫婦の自己負担額が7万円を超えたとき

(2) 検査または治療を終了したとき(終了したときとは、妊娠が判明したとき、体外受精もしくは顕微授精にステップアップしたとき、または夫婦の両方もしくはいずれか一方のうち遅い方がこれ以上検査もしくは治療を継続しないことを担当医と決定したときをいう。)

(3) 夫婦のいずれか早い方の検査開始日の翌日から起算して2年を経過したとき

2 前項の申請を行う者は、福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)、福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出するものとする。

3 前項の申請書の提出先は、福井県健康福祉部こども未来課とする。

(婚姻関係の確認手法)

第7条 法律婚の場合は、夫婦いずれかの戸籍抄本の提出を求め、確認することとする。

2 事実婚の場合は、次の各号に掲げるすべての書類の提出を求め、確認することとする。

(1) 夫婦二人の戸籍抄本(重婚でないことの確認)

(2) 夫婦二人の住民票(同一世帯であることの確認)

(3) 事実婚関係に関する申立書・意向確認書(様式第3号)

(助成の決定)

第8条 知事は、申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、助成の可否を決定する。

- 2 知事は、前項の規定により助成することを決定したときは、様式第4号による不妊検査・一般不妊治療費助成事業決定通知書を当該申請者に通知する。
- 3 知事は、第1項の規定により助成しないことを決定したときは、様式第5号による不妊検査・一般不妊治療費不交付決定通知書にその旨および理由を明示し、当該申請者に通知する。
- 4 助成対象年度は、申請書を受理した日を基準とする。

(返還)

第9条 知事は、虚偽その他の理由により助成を受けた者に対して、助成した額の全部または一部の返還を命ずることができる。

(助成台帳)

第10条 知事は、助成決定の通知を明確にしておくため、様式第6号による不妊検査・一般不妊治療費助成事業台帳を備え付け、適正に管理するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から不妊検査・一般不妊治療を延期した場合、助成対象者の要件について、次のとおり取り扱うことも可能とする。

(1) 第3条第3項において「夫婦両方の検査開始日が平成30年1月1日以降であり、かつ夫婦のいずれか早い方の検査開始日の翌日から起算して3か月以内に、もう一方が検査を開始していること」とされているが、夫婦のいずれか早い方の検査開始日が令和2年1月1日以降であっても一方が令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、令和3年3月31日までにもう一方が検査を開始しているときは、対象者と取り扱う。

- 3 令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から不妊検査・一般不妊治

療を延期した場合、助成の対象となる検査および治療ならびに助成の申請時期について、それぞれ次のとおり取り扱うことも可能とする。

- (1) 助成の対象となる検査および治療については、第4条第1項において「平成30年4月1日以降に、夫婦が受けた検査または治療で、夫婦のいずれか早い方の検査開始日の翌日から起算して2年以内のもの」とされているが、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、夫婦のいずれか早い方の検査開始日の翌日から起算して3年以内のものを、対象と取り扱う。
- (2) 助成の申請時期については、第6条第1項第3号において「夫婦のいずれか早い方の検査開始日の翌日から起算して2年を経過したとき」から6か月以内とされているが、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、夫婦のいずれか早い方の検査開始日の翌日から起算して3年を経過したときから6か月以内を、申請時期と取り扱う。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
(人工授精に関する特例措置)
- 2 夫婦のいずれか早い方の検査開始日が令和4年3月31日以前であって、令和4年3月31日以前に人工授精を1回以上実施した夫婦に対する改正後の実施要綱第2条第2項の規定の適用については、同項中「タイミング療法、薬物療法、男性不妊治療等」とあるのは、「タイミング療法、薬物療法、人工授精（令和4年3月31日以前に実施したものに限る。）、男性不妊治療等」と、同項第1号中「体外受精、顕微授精および人工授精」とあるのは、「体外受精および顕微授精」とする。
- 3 夫婦のいずれか早い方の検査開始日が令和4年3月31日以前であって、令和4年3月31日以前に人工授精を1回以上実施した夫婦に対する改正後の実施要綱第5条第1項の規定の適用については、同項中「3万5千円」とあるのは、「5万円」とする。
- 4 夫婦のいずれか早い方の検査開始日が令和4年3月31日以前であって、令和4年3月31日以前に人工授精を1回以上実施した夫婦に対する改正後の実施要綱第6条第1項第1号の規定の適用については、同号中「7万円」とあるのは、「10万円」とする。
(様式に関する経過措置)
- 5 この実施要綱による改正前の福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。